

剪定枝

収集日 戸別回収は毎週火曜日、直接搬入は毎週金曜日

出し方 指定の長さに切断した後、ヒモなどで縛って出してください。

回収できるもの

- 中井町内の土地から発生したもの。
- 枝は 30 cm 以上 130 cm 未満に切断し、直径が最も太い箇所でも 18 cm 未満のもの。
- 幹は 1m 未満に切断し、直径が最も太い箇所でも 50 cm 未満で枝を払ってあるもの。
- 水を多くあげている、比較的やわらかい 4 月から 9 月に伐採した竹。

回収できないもの

- キョウチクトウ、アセビ、ウルシ、などの毒性のある樹木、シユロの木、腐敗した樹木、竹（10 月から 3 月に伐採したもの）、笹、草、落ち葉、樹木の根、建築廃材、角材など。
- ビニール袋やごみ袋に入ったもの。

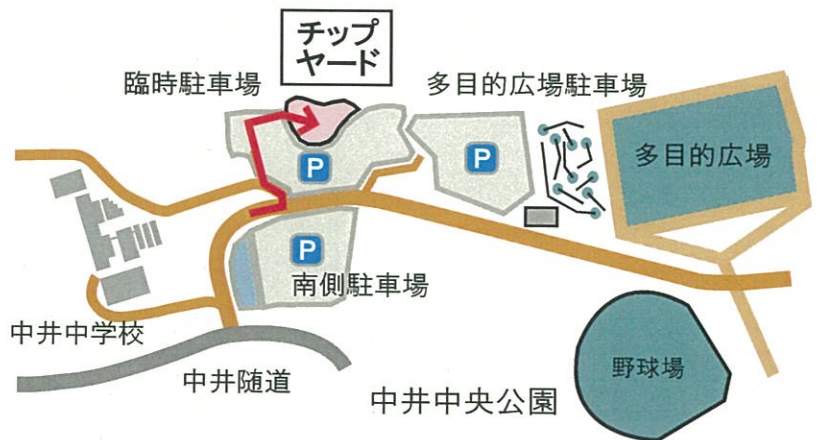
！ 注意点

- 戸別回収及び直接搬入のどちらの場合も、前日の午前中までに必ず電話で申し込んでください。
- 枝を縛るときは、針金等の金属は使わないでください。
- 釘や石などが混ざると機械が破損するので、絶対に混入しないように注意してください。
- 葉や束ねられない小枝などは、従来どおり町指定のごみ袋に入れて、燃えるごみの日に出してください。
- 戸別回収は、月曜日及び火曜日が休祭日の場合は行いません。

処理の仕方



直接搬入場所



チップ・薪を無料配布

- 剪定枝はチップにして、また、幹は薪として無料配布しています。希望者は事前に環境経済課 ☎81-1115 に電話で申し込みください。
- 少量のチップは、土嚢袋に入れて役場でお渡しします。大量の場合はチップヤードへ取りに来ていただきます。